

R6.4.1改訂版

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

- 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同じ5類感染症になっています
- 医療費は他の疾病と同様に自己負担が発生します
- 発症翌日から5日間は外出を控えましょう(国推奨)

★ 医療機関を受診した場合の費用

- ・ 令和6年4月1日からは、インフルエンザなど他の疾病と同様に、医療費の自己負担割合に応じた自己負担が発生します
- ※新型コロナ治療薬代や入院費用の軽減措置は、令和6年3月31日で終了

★ 療養期間や療養中の生活

- ・ 行政からは外出自粛を求めていませんが、国は、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間」は外出を控え、10日間はマスクを着用することを推奨しています
- ・ 10日間は高齢者等の重症化リスクの高い方との接触は控えるなど、周りの人へうつさないよう配慮をお願いします
- ・ 登校・出勤は学校・職場の指示に従ってください
(復帰にあたり改めて検査を行なう必要はありません)
- ※行政による療養証明書は発行できません

★ 療養中の相談

- ・ 感染後に症状が悪化した際には、新型コロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医にご相談ください

★ 療養者のご家族等について

- ・ 行政からは外出自粛を求めていません
- ・ 同居のご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、家庭内での感染や体調に注意して下さい

- ・ できる限り療養者と部屋を分け、療養者の世話をする人を限定する
- ・ 療養者と共用の風呂・トイレは清掃・換気を行ない、療養者は最後に入浴
- ・ 家庭内でもできる限りマスクを着用

静岡県 HP



静岡県感染症対策課 (電話：055-928-7271)